

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特
例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十四年内閣
府令第三十九号）新旧対照条文

目次

質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）（第一条関係）	1
警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）（第二条関係）	2
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）（第三条関係）	3
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）（第四条関係）	9
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）（第五条関係）	12
警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）（第六条関係）	13
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年 総理府令第一号）（第七条関係）	14
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）（第八条関係）	17

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（質屋の許可の申請） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。</p> <p>一 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>四（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>（質屋の許可の申請） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。</p> <p>一 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写しとする。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>四（略）</p> <p>5（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不正輸出対策官） 第四十八条（略） 2 不正輸出対策官は、命を受け、<u>令第四十条第二号ロ</u>及び第三号（令第四十条第二号ロ）に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（不正輸出対策官） 第四十八条（略） 2 不正輸出対策官は、命を受け、<u>令第四十条第二号ハ</u>及び第三号（令第四十条第二号ハ）に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し）</p> <p>八 十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）</p> <p>第二十二条 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換え又は再交付を受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書を</p>	<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）</p> <p>八 十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）</p> <p>第二十二条 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換え又は再交付を受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書を</p>

住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、講習修了証明書の書換えを受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）を添えなければならない。

（許可証の書換えの申請）

第三十三条（略）

2 前項の場合において、本籍又は氏名を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）を添えなければならない。

3 第一項の場合において、住所地を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の写しを添えなければならない。この場合において、申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真二枚を添えるものとする。

（教習射撃場の指定の申請の手續）

第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受けようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書二通に、次に掲げる書類を添え

住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、講習修了証明書の書換えを受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）を添えなければならない。

（許可証の書換えの申請）

第三十三条（略）

2 前項の場合において、本籍又は氏名を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）を添えなければならない。

3 第一項の場合において、住所地を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）を添えなければならない。この場合において、申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真二枚を添えるものとする。

（教習射撃場の指定の申請の手續）

第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受けようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書二通に、次に掲げる書類を添え

て、当該指定を受けようとする指定射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
一 当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに~~限る。~~）及び履歴書

二・三（略）

（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）

第五十六条 第二十二條の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一號の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第五十一號の教習資格認定証再交付等申請書」と、「受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」とあるのは、「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」を、住所地を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び住民票の写し」と読み替えるものとする。

（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）

て、当該指定を受けようとする指定射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
一 当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）及び履歴書

二・三（略）

（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）

第五十六条 第二十二條の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一號の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第五十一號の教習資格認定証再交付等申請書」と、「受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」とあるのは、「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を、住所地を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」と読み替えるものとする。

（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）

第七十条 第二十二條の規定は、法第九條の十第三項において準用する法第五條の三第三項の規定により練習資格認定証の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一號の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは「別記様式第六十三號の練習資格認定証再交付等申請書」と、「受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」とあるのは「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」を、住所地を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び住民票の写し」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六條 法第九條の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 （略）
 - 二 戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）
 - 三 六 （略）
- 2・3 （略）

（確認又は許可証の提示の方法）

第七十条 第二十二條の規定は、法第九條の十第三項において準用する法第五條の三第三項の規定により練習資格認定証の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一號の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは「別記様式第六十三號の練習資格認定証再交付等申請書」と、「受けようとする者にあつては、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」とあるのは「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を、住所地を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六條 法第九條の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 （略）
 - 二 戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）
 - 三 六 （略）
- 2・3 （略）

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十九条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 (略)

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法

イ (略)

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。)(その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる

第九十九条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 (略)

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法

イ (略)

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。)(その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

方法

別表第一（第十一条関係）（略）

備考 一～八（略）

- 九 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、国籍等の記載のある住民票の写しを提出するものとする。
- 十（略）

別表第一（第十一条関係）（略）

備考 一～八（略）

- 九 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類を提出するものとする。
- 十（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申請の手続）</p> <p>第九条の十六 法第七十五条第十項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、別記様式第五の四の標章除去申請書及び次に掲げる書類を提出（第二号及び第四号に掲げるものについては、提示）して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けな い者（自然人に限る。）である場合にあつては、旅 券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機 関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」 という。）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び 写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるもの については、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようと</p>	<p>（申請の手続）</p> <p>第九条の十六 法第七十五条第十項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、別記様式第五の四の標章除去申請書及び次に掲げる書類を提出（第二号及び第四号に掲げるものについては、提示）して行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 標章除去申請者が住民基本台帳法の適用を受けな い者（自然人に限る。）である場合にあつては、<u>外 国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第五 条第一項に規定する登録証明書、旅券、外務省の発 行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身 分を証明する書類（以下「登録証明書等」という。 ）</u></p> <p>三〇七（略）</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び 写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるもの については、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようと</p>

- する者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。）
- 二 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等
- 三 八（略）

3（略）

（免許証の記載事項の変更の届出の手續）

第二十条（略）

- 2 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示（第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

- 一（略）
- 二 本籍（外国人にあつては、国籍）又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。） 住民票の写し
- 三 国籍又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受けない者に限り。） 旅券等

2（略）

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十二（略）

- する者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。）
- 二 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等
- 三 八（略）

3（略）

（免許証の記載事項の変更の届出の手續）

第二十条（略）

- 2 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示（第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

- 一（略）
- 二 本籍又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。） 住民票の写し
- 三 国籍又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受けない者に限り。） 登録証明書等

2（略）

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十二（略）

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等)

(申請の手続)

第三十五条 法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し及び履歴書

二 八 (略)

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等)

(申請の手続)

第三十五条 法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票(登録証明書等を含む。)の写し及び履歴書

二 八 (略)

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申請の手続）</p> <p>第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書二通を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 射撃場の設置者及び管理者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに<u>限る。</u>）及び履歴書</p> <p>六・七（略）</p>	<p>（申請の手続）</p> <p>第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書二通を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 射撃場の設置者及び管理者の住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）及び履歴書</p> <p>六・七（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四に規定する国籍等）を記載したものに限る。）</p> <p>ロ 〓へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）</p> <p>ロ 〓へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年
 総理府令第一号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下同じ。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五 十一（略）</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p>	<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第五条第一項の外国人登録証明書。第二十一条第一項第一号イを除き、以下同じ。）の写し</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五 十一（略）</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p>

- イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項が記載されているものに限る。）（削除）
- ロ 二 （略）
- ホ イから二までに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの
- 二 日本国籍を有しない者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか（削除）
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号の旅券
- ロ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード
- 三 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可がある者 次に掲げる書類のいずれか
- イ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の証印がされているものに限る。）
- ロ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定

- イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（生年月日が記載されているものに限る。）
- ロ 住民基本台帳カード（生年月日が記載されているものに限る。）
- ハ 二 （略）
- ホ イからホに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの
- 二 日本国籍を有しない者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか
- イ 外国人登録法第五条第一項の外国人登録証明書
- ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号の旅券（新設）
- 三 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可がある者 前号イ又はロに掲げる書類及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書

法施行規則第十九条第四項の証印がされていないものに限る。)及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

八 前号ロに掲げる書類

四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者 同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書

四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者 第二号イに掲げる書類(特別永住者として永住することができる資格が記載されているものに限る。)

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（探偵業の開始の届出） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）</p> <p>ロ 〓ニ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（探偵業の開始の届出） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。）（外国人にあつては、外国人登録原票の写し）</p> <p>ロ 〓ニ（略）</p> <p>二（略）</p>